

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○ 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年五月二十七日法律第五十五号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。